

（仮称）山形県遊佐沖洋上風力発電事業

環境影響評価方法書についての 意見の概要と事業者の見解

2022年3月

遊佐沖洋上風力発電に係る環境アセスメント
共同実施コンソーシアム

目 次

第1章	環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	2
1.1	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	2
1.2	環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
1.3	環境影響評価方法書についての意見の把握	3
第2章	環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解.....	4

別添資料

- 別添資料－1 山形新聞（2021年12月27日（月））の「環境影響評価法に関する公告」
の抜粋
- 別添資料－2 遊佐町広報「広報ゆざ、おしらせ号」2021年12月15日号の抜粋
- 別添資料－3 酒田市広報「私の街さかた」2021年12月16日号の抜粋
- 別添資料－4 意見記入用紙

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）」第五条の第1項の規定に基づき、事業者は一般から環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書を作成した旨その他事項を公告し、環境影響評価方法書を公告の日から起算して40日間（2021年12月27日～2022年2月4日）縦覧に供した。

なお、電子縦覧に関しても同様に40日間（2021年12月27日（月）～2022年2月4日（金））縦覧に供した。

- (1) 公告の日
2021年12月27日（月）
- (2) 公告の方法
 - あ) 山形新聞（2021年12月27日（月））の「環境影響評価法に関する公告」
 - い) 遊佐町広報「広報ゆざ、おしらせ号」2021年12月15日号
 - う) 酒田市広報「私の街さかた」2021年12月16日号
に掲載した。また、下記において電子縦覧を実施した。
 - え) コスモエコパワー株式会社のホームページに2021年12月27日（月）より掲載
- (3) 縦覧場所
関係地域を対象に以下に示す箇所にて縦覧を実施した。
 - あ) 遊佐町役場 1 階地域生活課（遊佐町遊佐字舞鶴202番地）
 - い) 酒田市役所本庁舎 2 階行政情報閲覧コーナー（酒田市本町2丁目2番45号）
 - う) 酒田市市民部環境衛生課（酒田市広栄町3丁目）
- (4) 縦覧期間
2021年12月27日（月）～2022年2月4日（金）
 - 注1) 各施設の開庁日に準ずる。
 - 注2) 電子縦覧も同様に2021年12月27日（月）～2022年2月4日（金）に実施した。
- (5) 縦覧時間
縦覧時間は、各縦覧場所の開庁時間とした。

1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）」第七条の第2項の規定に基づき、事業者は方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催した。

- (1) 説明会の実施場所
 - あ) 遊佐町生涯学習センター（山形県飽海郡遊佐町遊佐字鶴田52番地の2）
町民ホール
 - い) ホテルリッチ&ガーデン酒田（山形県酒田市若竹町1丁目1番1号）
スカンジナビア会場
- (2) 説明会の日時
 - あ) 遊佐町生涯学習センター : 令和4年 1月 15日（土）18:00～20:30
 - い) ホテルリッチ&ガーデン酒田 : 令和4年 1月 16日（日）18:00～20:30

(3) 説明会への来場者数

事業者側および関係者を除く、説明会への来場者数は以下の通りである。

あ) 遊佐町生涯学習センター : 40名

い) ホテルリッチ&ガーデン酒田 : 18名

1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

(1) 方法書についての一般の意見の把握

一般に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を求めた。

① 意見書の提出期間

2021年12月27日（月）～2022年2月18日（金）

② 意見書の提出方法

あ) 縦覧場所に備え付けられた意見箱への投函（2022年2月18日（金）まで）

い) 事業者への郵送又はメールによる書面の提出（2022年2月18日（金）当日消印有効）

※ 縦覧場所に設置した意見箱は、2021年12月27日（月）～2022年2月18日（金）の期間設置した。

③ 意見書の提出状況

事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は、計12通であった。

あ) 遊佐町役場 1 階地域生活課 : 6件

い) 酒田市役所本庁舎 2 階行政情報閲覧コーナー : 1件

う) 酒田市市民部環境衛生課 : 3件

え) Web縦覧により投書 : 2件

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

方法書に対する環境保全の見地からの意見及びこれに対する事業者の見解は、表 2.1～表 2.12 に示すとおりである。

表 2.1 (1) 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書1）

No	意見	事業者の見解
1	この度、「遊佐沖洋上風力発電事業に係る環境アセスメント共同実施コンソーシアム」（以下、コンソーシアムという）が作成された（仮称）山形県遊佐沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書について、下記の通り意見を提出します。 記 (1)現在、コンソーシアムが環境影響評価方法書（以下、方法書という）を縦覧している（仮称）山形県遊佐沖洋上風力発電事業について、対象事業実施区域（以下、計画地という）の東側の海岸沿いには既に複数の風力発電施設（以下、風車という）が稼働しており、これらの既設の風車との累積的影響について方法書には、表5.2.1(1)において、事業者の見解として、「風車の設置等の検討は、既存や計画中の風力発電所による累積的影響に係る情報を踏まえて進めます。」と記載されている。計画地に新たに風車が建設された場合、既設の風車との累積的影響の発生が予測されることは明らかであり、コンソーシアムにおいては、積極的な情報の収集と分析、調査を実施し、累積的影響について評価した結果を公表していただきたい。	本事業と隣接する他事業者による風力発電事業との累積的な環境影響について、他事業者の当該事業における環境影響評価図書（以下、アセス図書）の公開情報の収集及び可能な限り事業者間で協議・調整し、情報の収集に努め、今後、累積的影響が生じる可能性があると考えられる項目について、適切に調査、予測及び評価を行う予定です。
2	(2)洋上での風車によるバードストライクについては、陸上でのそれに比べて、調査・予測・評価が難しい。方法書では、一般鳥類（海鳥を含めて）の調査は、船舶定点観察調査、任意観察調査を3季（春季～繁殖期4～6月、秋季9～10月、越冬期1～2月）の毎月1回2日間程度行うとしている。また、陸上定点観察調査を各季3日間程度を2回実施するとしている。また、レーダー調査を3季の各季に3日間程度の調査を2回行うとしている。しかし、この調査頻度では不十分である。渡り鳥の場合、1年では予測・評価のための情報が不足するため、複数年にわたる調査が必要である。また、ガン・カモ・ハクチョウ類やカモメ類、ミズナギドリ類やアビ類、ウミスズメ類、サシバやハチクマなどの猛禽類においては、それぞれの鳥種により渡りの時期が異な	先行事例および専門家の助言を踏まえ、調査頻度を設定させていただきました。このほか、希少猛禽類の定点調査を1～12月に毎月1回、実施する計画としており、その中で確認された一般鳥類についても記録していくことで対応したいと考えています。

表 2.1 (2) 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解 (意見書1)

No	意見	事業者の見解
	るため、定点観察調査は毎月行うことが望ましい。特に、春(2月中旬~5月下旬) および秋(10月中旬~11月中旬) は渡り鳥が多く計画地周辺を移動するため、調査回数・日数ともに他の時期よりも多く実施し、風車の建設による渡り鳥への影響を評価すべきである。	
3	また、レーダー調査について、方法書には詳しい記載が見られないが、カモ類が夜間に渡りを行うことはよく知られており、また、オオミズナギドリやアビ類、ウミスズメ類も夜間に渡りを行うと推測されている。そのため、日中のみならず夜間にもバードストライクが発生することを念頭に置いた調査が必要であり、夜間のレーダー調査を実施していただきたい。夜間に渡る鳥類を把握することは、鳥類への影響を回避するためには欠くことのできない調査である。	ご指摘ありがとうございます。レーダー調査につきましては、日中だけでなく夜間も実施する計画としており、夜間の状況も把握して参ります。
4	(3)希少猛禽類の生息状況の調査について、方法書では、陸上定点観察調査を通年毎月1回3日間実施するとしている。希少猛禽類の繁殖状況は年によって変動するため、少なくとも3年以上は調査を継続実施していただきたい。なお、調査は月に2回以上行っていただきたい。特に、猛禽類の風車へのバードストライクは天候不良時に発生しやすいとされることから、好天時と悪天候時の行動様式についても別途調査をしていただきたい。調査方法について、方法書では、夜間は音声録音を行い、鳴き声からの同定を行うとしている。しかし、これでは種名は同定できても、個体数や飛翔高度はわからず、夜間の調査としては不完全である。そのため、音声録音と並行してレーダー調査も実施していただきたい。 コンソーシアムにおいては、風車の建設にあたって、鳥類の生息状況を的確に把握し、地域の優れた自然環境と生物多様性が失われないよう、綿密な調査を実施し、環境影響評価を行っていただくよう強く求める。	先行事例や猛禽類保護の進め方、および専門家の助言を踏まえ、調査頻度を設定させていただきました。繁殖兆候にもよりますが、2繁殖シーズンを含む調査を予定しています。また調査回数につきましては、概ね繁殖ステージごとに1回の頻度を想定し、月1回の調査を計画しております。 好天時と悪天候時の行動様式については、調査日ごとの天候を記録し、違いを整理できるように致します。 夜間については一般鳥類で計画しているレーダー調査において、希少猛禽類も含めてデータを取得していきたいと考えています。

表2.2 (1) 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書2）

No.	意見	対応方針
1	○はじめに この事業の総発電出力は最大45万kW、風車発電機の設置基数は最大52基と規模が大きく、また事業実施区域は海岸から1km～4km沖の沿岸域であり、しかも共同漁業権区域と重なっていることから、自然環境及び社会環境に重大な影響を与えることは確実です。その一方で、県や市町も含めて事業に対する説明は不十分で、地域住民や県民の多くは未だ計画の内容やそれが及ぼす影響を知らないのが実状です。 そうした地域の実態を踏まえ、環境影響評価法に基づく手続きを適正に進めることはもとより、この風力発電施設が庄内地域の将来に禍根を残すことのないよう、予防保全的な見地から事業内容・規模を十分に検討するとともに、新聞広告等を利用し事業内容について地域住民や県民に対して必要かつ十分な説明を行ってください。	環境影響評価法の手続きに基づき、方法書の公告、縦覧及び住民説明会を行うなど、地域住民に対する説明を行っておりますが、引き続き、環境影響評価法に基づく地域住民と住民説明会等を通じてコミュニケーションを図り、不安や懸念等の解消に向け誠実に対応し、本事業の実施に対する理解を得られるように努めます。
2	○〔第2章〕対象事業の目的及び内容について 事業目的の最後に「風力発電事業をととした地域貢献並びに地域との共生を目指して行う」とありますが、一般論ではなくこの事業（この地域）で考えている現時点の具体的な「地域貢献並びに地域との共生」策を示してください。	方法書は、環境影響評価に係る方法を記載するもののため、「地域貢献並びに地域との共生」策の提示は目的が異なります。「地域貢献並びに地域との共生」策については、公募事業としての各社の占有計画に反映されるものとご理解ください。
3	・総発電出力は最大45万kW、風車発電機の設置基数は最大52基としていますが、規模決定の理由と最大52基とした場合の風車配置案を示してください。	本方法書は、県・自治体の要望により複数の事業者の計画を包括しての方法書となります。このため、配置案については、各社の計画もあり、現時点ではご提示することはできません。準備書における評価結果を提示する際には、確定した配置案を示す予定です。
4	・事業実施区域を海岸から1km～4km沖の漁業権区域とほぼ重なる範囲に決定した理由については、「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議」を経て選定した区域と同区域としていますが、同会議での検討経緯を受けて事業者がどのように判断し決定したのか示してください。とくに離岸距離を1km～とした場合には騒音や風車の影、景観等に大きな影響を与えることは明らかであることから、この離岸距離を決定した理由を明確にしてください。	現時点では「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議」を経て選定した区域と方法書における対象事業実施区域は同区域にしておりますが、今後、調査、予測及び評価を行い、本調査結果等を踏まえ実際の風車配置に伴う離岸距離について検討する予定です。
5	○〔第3章〕対象事業実施区域及び周辺の概況について 事業実施区域周辺の風速は10月から3月期にかけて強風の日が多く、波浪も高くなっています。雷の発生状況は記載されていませんが、庄内地域は雷の発生回数（とくに冬季雷）が多いことも周知の事実です。また、近くには活火山である鳥海山が存在し、事業実施区域沖には日本海東縁ひずみ集中帯があり	ご指摘の冬季雷ならびにその他の自然災害に対しては、環境アセスメント上の評価は実施しないものの、各事業者が事業計画を策定する中でそれらのリスクの想定及び対応を検討していきます。公募により事業者が選定された以降、ご懸念の点に対してもお示し出来るものと考えております。

表2.2 (2) 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書2）

No.	意見	対応方針
	山形県沖は地震の空白域といわれています。既存の陸上風力発電施設では強風や雷によるブレード破損等も発生していることから、近年多発している異常気象の実態を踏まえて、強風や台風、地震や津波、火山噴火等の自然災害をどのように想定しているのか記載するとともに、それらに対する風力発電施設の安全性を示してください。	
6	・対象事業実施区域及びその周囲における代表的な湧水(p.3-19:表3.1.22)のほかに、周辺海域には世界屈指の海底湧水があることが総合地球環境学研究所等の調査によって明らかにされています。また、海底湧水は沿岸生態系と密接な関係があることも知られていることから、海底湧水に関する詳細な調査及び沿岸生態系への影響評価を行なってください。	伏流水については、地盤調査結果を踏まえ、必要に応じて専門家ヒアリングを行い、検討します。
7	・既存資料(p.3-46:表3.1.41)のうち、17『庄内淡水魚探訪記』（書名の重複あり）の発行年は平成12年です。他の資料についても発行年（また、.. は調査年）を明記してください。	ご指摘のとおり、文献の発行年がわかるものについては準備書以降の図書に追記するように致します。
8	・掲載資料(p.3-59)にオジロワシの観察情報はないようですが、冬季は庄内地域にも飛来しており比較的容易に観察できます。オジロワシは風車への衝突事例がとくに多いと聞いているため、事業実施区域周辺の生息地・移動経路（渡り）の調査を行ってください。	ご指摘のとおり、現地調査の際はオジロワシの利用状況も含めて調査を実施致します。
9	・植物の重要な種の選定基準(p.3-65:表3.1.51)のIV『山形県の絶滅のおそれのある…』は「野生動物」ではなく「植物」ではありませんか。逆に、動物の重要な種の選定基準(p.3-73:表3.1.56)のV『山形県レッドリスト…』動物編は2019年に改訂されています（植物編と書名を統一してください）。	ご指摘のとおり、準備書以降の図書で修正致します。
10	・既存資料については、ここに掲載されていない大学等の研究資料や地元研究者の著書等もあります。各分野の専門家に確認するなど可能な限り最新の文献（知見）にあたってください。	ご指摘ありがとうございます。入手可能な公表資料につきましては、可能な限り収集に努め、今後の整理に反映させて参ります。
11	○〔第6章〕対象事業に係る環境影響評価の項目について振動：騒音と同様の影響が考えられるため、「建設機械の稼働」及び「施設の稼働」時も評価項目としてください。	施設の稼働に伴う振動については、特段問題となるような振動レベルではなく、影響はほとんどないものと考えられます。「発電所に係る環境影響評価の手引き令和2年11月（経済産業省）」（以下、「発電所アセスの手引」（p59-60）に、関係地域の考え方として「工事中及び供用後の騒音・振動の影響が、距離により減衰していくことから、工事場所から1キロメートル離れれば影響はほとんど及ばないことを考慮し、1キロメートルと定めている。」との記載があると共に、令和2年8月31日の発電所アセス省令の改正に伴

表2.2 (3) 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書2）

No.	意見	対応方針
		い建設機械の稼働に伴う振動の項目が削除されており、振動は距離減衰が大きく、その影響は工事場所の近傍に限られることから、評価項目には選定しておりません。
12	水質：風力発電施設の稼働による油脂等の飛散の可能性が考えられるため、「施設の稼働」時も評価項目としてください。	近年の風力発電機は、万一、稼働中に機器の故障により油が装置内で漏出した場合にも、油が風車外部に飛散しない対策を施した構造となっています。このため、稼働中に大量の油脂が飛散することは想定できず、評価項目として不要と考えます。 なお、稼働時には風車の維持管理を適切に行うことで、油飛散防止対策には万全を期します。
13	・動物及び植物：海域に生息する動物及び植物については、「建設機械の稼働」後の影響も大きいと思われるため、評価項目に加えてください。	「発電所アセス省令」において、「建設機械の稼働」時の動物および植物（海域に生息する動物および植物）は、影響をうけるおそれのあるものとはされておりません。このため評価項目に加える予定はありません。
14	・生態系：地域を特徴づける生態系として、前述した海底湧水に伴う沿岸生態系が考えられるため、「建設機械の稼働」時と「施設の稼働」時を評価項目に加えてください。	海底湧水の存在も含めて、海域生態系は、陸域の生態系と異なり、生物種の多様さや生物相が短期間に大きく変わること、また環境要素の複雑さや直接視認できないため情報が乏しい等により、評価を行う標準的な手法が確立されていません。このため、現時点において、一事業者が生態系そのものを評価することは困難と考えます。
15	・廃棄物等：事業完了後の風力発電施設の廃棄物処理について、具体的な方法と影響評価を記載してください。	準備書以降のアセス図書に可能な範囲で記載を検討します。
16	○〔第6章〕対象事業に係る調査、予測及び評価の手法について 水質：上述のとおり、油脂等が飛散し海岸への漂着も考えられるため、浮遊物等の調査地点を海岸にも設定してください。	近年の風力発電機は、万一、稼働中に機器の故障により油が装置内で漏出した場合にも、油が風車外部に飛散しない対策を施した構造となっています。このため、稼働中に大量の油脂が飛散することは想定できず、評価項目として不要と考えます。 なお、稼働時には風車の維持管理を適切に行うことで、油飛散防止対策には万全を期します。
17	・動物（鳥類）：事業実施区域は鳥類の移動（渡り）経路になっていますが、予定している調査時期・時間帯に鳥類の飛翔があるとは限らず、とくに冬季は気象状況から船舶による目視調査は困難と思われるため、調査頻度を増やし詳細な実態把握を行ってください。また、レーダー調査は事業実施区域の水平・鉛直方向全体を把握できるものとし、必要に応じて調査地点及び調査頻度を増やしてください。なお、レーダー調査では鳥類の種類を確認できないため、ビデオ調査を併用してください。	先行事例および専門家の助言を踏まえ、調査頻度を設定させていただきました。このほか、希少猛禽類の定点調査を1～12月に毎月1回、実施する計画としており、その中で確認された一般鳥類についても記録していくことで対応したいと考えています。レーダー調査は、ご指摘のとおり水平・鉛直方向の両方を計画しております。また種の同定につきましては、日中は陸上定点観察調査と同時に実施することで確認に努めたいと思います。ビデオ調査の併用は、状況に応じて検討させていただきます。

表2.2 (4) 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書2）

No.	意見	対応方針
18	・動物（サケ等）：サケは重要な水産資源であり、事業実施区域に面する月光川水系及び日向川水系ではサケの移植放流事業が行われています。また、最上川以南のサケが母川回帰する際には事業実施区域を通過することも考えられ、風力発電施設（施工時・稼働時）が成魚及び放流後の稚魚に与える影響が危惧されるため、適切な調査及び広範囲にわたる影響評価を行ってください。また、サクラマス等の遡河回遊魚についても同様の調査及び影響評価が必要と考えます。	水産資源調査として、漁協等へのヒアリングによる数量変化等を調査する予定です。 今後、ご意見を踏まえ方法書について国及び関係自治体の審査を経て、調査方法等を確定していく予定です。
19	・景観：巨大な風車発電機群が建設されることにより、この地域の自然景観が著しく損なわれることは明らかなです。最新の景観情報技術(3DCG等)により、主要な眺望点（対象地点すべて）からの景観変化がわかるフォトモンタージュ等を示してください。蛇足ですが、山形県環境エネルギー部が独自に作成したフォトモンタージュは非常に不明瞭なものでした。 現在は個人レベルでも3DCGアニメやVRを作成できる時代であり、専門業者が作成したわかりやすい資料を期待します。また、今後は「主要な眺望点」以外の任意の地点からの景観変化を見せることも必要と考えます。	景観の予測方法については、発電所アセスの手引を参考に使用実績の多数あるフォトモンタージュ法を最適な予測手法として選定すると共に、住民説明会でご意見頂いた地点も含め多くの対象地点で現地で撮影した写真を基に現状及び風車設備設置後のフォトモンタージュを作成するようにしております。環境影響評価においては、フォトモンタージュで景観変化の判別が可能であることから、3DCGまでは不要であると考えます。
20	・景観（主要な眺望点）：「月山森とその周辺」を対象地点に加えるとともに、「やまがた百名山」に選定されている「笹ヶ岳（山頂）」を主要な眺望点に加えてください。	発電所アセスの手引において、景観に関する調査すべき情報として「調査地域内に存在する不特定かつ多数の者が利用している場所及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所のうち、発電所を望むことができる場所」と記載されており、方法書段階で、その記載に基づき調査地点を選定しております。その内、鳥海山山頂及び鉾立展望台を対象地点として設定しており、ご要望の眺望点の景観変化は上記2地点の景観変化を確認することで代替可能であると考えますが、今後景観検討を行う際、視点場・眺望点に関しては充分検討を行ったうえで決定してまいります。

表2.3 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書3）

No	意見	事業者の見解
1	配慮書を提出していない事業者が方法書から参入することについては極めて異例と思われる。この方法が認められる根拠は何か？	本海域での洋上風力発電事業は、複数の事業者が同時期に環境影響評価の手続きを進めているため、自治体等の関係者にとって、本手続きが重複し大きな負担になることから、山形県から本海域での洋上風力発電事業における環境影響評価法の手続きを、可能な限り事業者で集約するよう要請がありました。本集約化の実施については、法的な事業継承の形をとっており、また本方法について環境影響評価法に基づき法的に問題ないことを環境省並びに経済産業省から見解を頂いており相互確認しております。
2	方法書では、配慮書の段階から絞り込まれた事業計画に基づいて調査計画が立てられたはずである。最終的な計画が確定していないことは当然であるが、案の段階でのフォトモンタージュなり、完成予想図を示すべきである住民に縦覧して意見を求めるならば、イメージを示すべきである。	本方法書は、県・自治体の要望により複数の事業者の計画を包括しての方法書となりますが、配置案、規模については、各事業者の検討状況も異なり、現時点ではご提示することはできません。 方法書は、どのような調査、予測及び評価を行うかを取りまとめたアセス図書であり、調査、予測及び評価結果を示すものではないことをご理解ください。このため、本方法書では、配慮書で受けた意見を反映し、調査項目や対象を再検討のうえ取りまとめております。 。フォトモンタージュを含む予測及び評価の結果は準備書で具体的にお示しさせていただきます。
3	景観の評価方法について、垂直見込角だけで判断するのではなく、水平線、汀線、山稜等の景観構成要素から総合的に判断すべきである。垂直見込角は送電線鉄塔の見え方の評価方法を準用しているが、末広りの鉄塔単体と、当部に巨大なローターがあり重心の高い、かつ群状に立地する風車の評価は異なるものと感じる。	景観の評価は個々人の主観によるところが大きく、客観的な評価が非常に難しいという前提のもと、環境アセスにおいて評価の客観性が重要であることに鑑み参考指標として鉄塔の見え方の評価基準を準用しております。このため、方法書作成にあたり景観の専門家へ確認したところ、鉄塔の評価基準が記載されているガイドライン掲載の方法を参考としてフォトモンタージュ法や垂直見込み角等による客観的な予測法によって評価することは妥当との見解を得ており、垂直見込角や視野角など数値的評価が可能な手法を選択しています。この上で、特定の箇所においてはフォトモンタージュ等の資料をお示ししたうえで、総合的な観点から予測及び評価を実施する予定です。

表2.4 (1) 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書4）

No	意見	事業者の見解
1	本事業が占用期間を30年とされていることに無理と不適正さを感じざるを得ない。冬の季節風の烈しさからして土台、風車は20年でダメになるのは当然である。それにしても、30年経てば、良くて撤去悪くすると土台が廃墟として放置されることになる。再エネを御旗に掲げた、かかる所為は許されない。本事業は甚大な環境破壊をもたらす。それは建設時から始まり稼働中はもちろん続き、運転終了しても完全に元に戻ることは決してない。洋上風力発電一般の可能性全てを否定するものではないが、此度の遊佐沖洋上風力発電事業はSDGsにいう持続可能な開発からほど遠く、したがって気候正義にもかなわないと断じざるを得ない。本事業と類似のものが他国にあるのか示されたい。	占用期間は国により設定されております。また、占用期間30年間には、工事計画の検討、建設、運転、撤去といったすべての段階が含まれており、風車が30年間運転し続けることを意味しておりません。本事業は、公募に応募した事業者の中から実現性の観点で十分な能力を有すると認められた事業者が選定され実施するものです。選定においては、本海域の気象・海象を踏まえ十分な耐用性が保持されるかどうか等の観点で第三者機関から厳格に審査され認証を受ける必要がありますので、いずれの事業者も長期・安定的な事業の実現に向けて綿密な検討を行い、環境負荷の低減に努めてまいります。なお、他国における洋上風力発電案件について、デンマークをはじめ欧州各国で1990年代から実施されております。
2	騒音について調査範囲を2kmとしているが全く不十分である。既設の風力発電機・計画中の風力発電機との複合的・累積的影響についても考慮するとあるが、本事業自体の最大52基のそれについて十分に考慮されなくてはならない。	「発電所に係る環境影響評価の手引き令和2年11月（経済産業省）」（p59-60）に、関係地域の考え方として「工事中及び供用後の騒音・振動の影響が、距離により減衰していくことから、工事場所から1キロメートル離れれば影響はほとんど及ばないことを考慮し、1キロメートルと定めている。」との記載があり、騒音の影響については1kmが一つの目安となりますが、地域住民の方のご懸念を踏まえ、2kmまでを調査の範囲としています。
6	風車の影に関する最大影響範囲は風車最大高さにより2,700mと考える。	現在の考慮する範囲は、ローター直径の10倍（2,400m）というガイドラインを目安として記載しております。実際の調査においては、2,400mの範囲にとらわれず、柔軟に調査・評価する予定です。
7	工事に伴う伏流水への影響においては、工事は伏流水の下流側に位置することから影響を及ぼすものではないと想定しているが、その科学的根拠を明らかにしなければならない。伏流水は山から海へ一体のものであることを忘れてはならない。	伏流水については、地盤調査結果を踏まえ、必要に応じて専門家ヒアリングを行い、検討します。
8	フォトモンタージュは本事業を実感できるレベルに引き上げられたい。	フォトモンタージュを作成する場合は、風車とのコントラストが強く出る雲等が無い晴天の日の写真や、実際の見え方に近い水平面角60°を基本とすることにより、より分かり易いものにしたいと考えています。
9	鮭は本事業によって壊滅的なダメージを受け、結果としてだれの目にも明らかとならざるを得ない。	水産資源としてのヒアリング調査や最新の知見の収集に努め、可能な範囲での影響の回避・低減に努めます。

表2.4 (2) 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書4）

No	意見	事業者の見解
10	関係機関等との連携及び地域住民等への説明に関して、経済産業大臣は「・・・また、地域住民等に対して丁寧かつ十分な説明を行うこと。」と言っているのに対し、「・・・地域住民への説明は、関係機関との調整を十分に行い進めます。」と後退の感が否めない。	地域住民への説明においては、その主旨や実施場所、時期など関係機関や自治体との調整を行い、説明会等の開催を行うという意味であり、地域住民の方に対しては丁寧かつ十分な説明に努めます。 一方、事業者として地域住民へのご説明を疎かにする意図はなく、時期や内容を自治体等と綿密に調整したうえで、丁寧かつ十分な説明に努めます。
11	基礎形式に関して、モノパイル式を想定しているとあるが、改変区域の面積の極小化の点からジャケット式とすべきである。	各事業者の計画に関わるため断定はできませんが、改変区域の面積だけをもって基礎形式を決めるものではなく、基礎形式は、事業者が海底地質の状況を踏まえて決定し、その基礎における環境影響について予測及び評価を行います。

表2.5 (1) 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書5）

No	意見	事業者の見解
1	1.冬季のメンテナンスや故障・災害事故への対応について このことについて会場で質問した時、「それが頭の痛いところです」という返答がありました。環境影響方法書を改めて読むと、「風況」「浪の状況」についての調査はされていますが、一年を通した「平均値」で評価されているという印象を持ち、内容について不十分と感じます。 「風況」→遊佐沖の風況は、年平均7メートル/s以上であるので、洋上風力に適しているとされていますが、果たして冬場の風況をどれだけ把握しているのでしょうか。古い資料ですが2012年版「理科年表」で、「日最大風速10m/s以上の日数の月別平均値の年間日数」は全国80か所の観測地点の中で、酒田市が10番目です。特に12月～2月の冬期間は2日に一日は風速10mの風が吹いています。当然、波も高くなります。昨年12月に、酒田市役所飛島連絡所に確認したところによると、一日一便の酒田と飛島との定期航路が通常運行されるのは、冬期間4か月のうち、わずか10日だとのこと、残りの日は欠航。それだけ、海上荒天が続くのだということです。	冬季のメンテナンスや故障・災害事故への対応については、環境影響評価法および本方法書での評価対象外と考えますので、具体的な回答は控えさせていただきます。ご指摘のメンテナンスや故障・災害事故への対応については、今後、再エネ海域利用法に基づく公募事業としての各社の事業計画を示す公募占用計画に反映されるものと認識しております。 なお、風況および海象データは年間平均値だけでなく、統計解析に基づく極値（想定される風速や波の強さのうち最も大きい値）を踏まえて風車を設計・建設されます。 衛星データや1年間以上陸上で観測を継続している実測データに基づき、冬季の風況を評価し、風車の設計・建設に反映することで考えています。

表2.5 (2) 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書5）

No	意見	事業者の見解
	「雷」→地元で暮らす者にとって冬場の雷は当たり前ことです。しかし、方法書の中の「自然環境」には雷に関する記述が見当たりません。「都道府県別月平均雷発生数ランキング」(2019年)によると、1位石川県、2位福井県、3位新潟県、4位富山県5位秋田県となっています。しかし山形県は33位。5位まで日本海側の県なのに山形県のランクが低いのは、県庁所在地（山形市）での雷発生数を数えたものだからです。当然、遊佐沖は、秋田県、新潟県なみと考えてよいでしょう。日本海側では太平洋側違って、雷は冬場に多く発生します。 風力発電の一番の事故は、落雷が原因だという。改めて聞きます。定期航路も欠航する冬の荒海で風力発電機への落雷事故が発生した時、どのような方法で対応するのでしょうか。修理ができず、焼け焦げたブレードが放置されたり、海に落ちるままにされたりするのではないかと懸念します。冬場のメンテナンスも同様に懸念します。 評価項目の中に、雷を含めた「冬の自然環境」を詳細に入れるべきと考えます。そしてどう対応するのかの記述もあるべきではないでしょうか。	環境影響評価法に基づき、雷は環境影響評価項目の対象外とします。 一方で、ご指摘の通り風車の長期・安定的な運転において耐雷性の確保は重要であると理解しております。その観点も含め、公募及び第三者認証制度において厳格な審査を受けることとなりますので、各社の事業計画の中で綿密な検討に努めてまいります。
2	2.設置場所を岸からもっと遠くにすることはできないのか会場からのこの質問に、「政府がこの地域を指定しているのです」という答えがありました。事業者側が、これから行おうとする事業は、政府のお墨付をもらい、法律によって守られているのだと考えていることが伝わってきました。今回コンソーシアムとして揃った20社の中にはヨーロッパの洋上風力発電に関わった大企業も入っています。少なくとも、どの事業者も、洋上風力は、海外では10---20キロ先に建設されているのを見てきているはずで知見を得ています。20社の中の一社でも、「一キロ先は無理です。もっと遠くにしましょう」と政府や経産省に進言する事業者はいなかったのでしょうか。どこか一社でも、企業としての良心や道義的、社会的責任を感じてはいないのでしょうか。政府や経産省に進言ができないのであれば、撤退していただきたいと願っています。1キロ先の海に巨大な風車を建設することが、住民への健康被害を及ぼすものではないし、自然破壊でもないし、景観を損なうものではないと考えて事業を進めていくことの是非を改めて聞きたいです。	本事業は国が指定する促進区域内での実施を前提としておりますが、事業者としても、世界的な脱炭素の潮流のもとで国家的な取り組みが急務と認識しており、その中で急峻な日本の海底地形に対し現状の技術レベルでは着床式洋上風力適地が沖合数kmの範囲に限られることを理解したうえで、実施を検討しております。ただし、事業者としては本事業の実施に際し重大な責任を伴うことを自覚し、本事業を実施するにあたり地域への重大な影響を回避又は低減できると評価された場合に限り事業を実施することを前提として、本環境評価手続きを進めております。

表2.6 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書6）

No	意見	事業者の見解
1	応募では事業体がいくつもあって、この方法書の一つで、というのは何故なのか分からない。提出したデータは各専門業者に依存して作ったものだろうけど、実際の環境への影響はこれで語り尽くされたとは思わないと思う。専門用語とデータをこれでもかと記載しても住民の理解にはつながらないし、そもそも理解を求めている書面にはなっていない。将来に禍根を残さないためにも急いでことを進めてはならない。	本方法書の進め方について、多数の事業者が個別に手続きを行うことで行政及び住民の皆様に多大な負担をおかけすることを回避するべく、遊佐町および山形県のご要望も踏まえ実施したものです。方法書はあくまで環境影響を評価するための調査・評価の方法について整理したものであり、評価結果については準備書以降の手続きにおいて改めてご説明させていただきます。なお、その際は頂いたご意見を踏まえ丁寧かつ分かりやすいご説明に努めます。

表2.7 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書7）

No	意見	事業者の見解
1	既設風車（最南栈）に近傍家屋に居住。5年半前に脳腫瘍摘出手術以降神経過敏症気味もあり風向によって風車風切音と思われる音が常時耳入り、不眠症に陥る。深夜は多発を睡眠薬処方により凌いでいる状態。今後大規模風車建設による障害増が懸念される。	本方法書では、騒音ならびに超低周波音による影響についても調査する予定となっております。慎重に検討を進めてまいります。

表2.8（1） 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書8）

No	意見	事業者の見解
1	住民説明会に出席させていただきました。その後環境影響についてこの事業の配慮書に対する環境大臣の意見をネットで調べたのでお伝えしたいと思います。 ◆想定区域は自然公園法に基づく鳥海国定公園と隣接しており、その周辺には「十六羅漢園地」「十里塚園地」「東海自然歩道」等の主要な眺望点が存在している。環境保全措置の検討について環境影響の回避、低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること ◎風車の影による影響について 想定区域の周辺には複数の住居、学校など配慮が必要な施設が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念されている。 風力発電設備を住居から離すことにより、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減する	本方法書では、環境大臣の意見を受けた経済産業大臣意見があり、同経済産業大臣意見に対する事業者見解を記載しておりますので、併せて参照お願いいたします。 ご意見の主旨を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減するための措置の検討に努めます。 今後の風車の影の影響に関する調査、予測及び評価結果を踏まえ、ご指摘の方法も含めて対応を検討します。

表2.8 (2) 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書8）

No	意見	事業者の見解
	◎鳥類に対する影響について 想定区域の周辺には渡り鳥の集団渡来地として指定されている国指定最上川河口鳥獣保護区が存在し、想定区域及びその周辺では種の保存法に基づく国内希少種に指定されているチョウヒ、オジロワシ等の生息が確認されていることから風力発電設備への衝突事故や移動の阻害などによる重大な影響が懸念されるガン、カモ、ハクチョウの渡り経路になっている為、渡り鳥への影響も考えられる環境保全措置を考え、鳥類への影響を回避、又は極力低減する	風力発電設備の配置等は、貴重な鳥類の渡りの経路について、専門家等からの助言を参考とした調査、予測及び評価を行い、鳥類への影響を可能な範囲で回避又は極力低減するよう、検討します。
2	11月頃～冬越する為に、毎年酒田の最上川河川敷に多くの白鳥、鴨がシベリアからはるばる飛来し、疲れた体を休めています。この飛来は私が子供の頃それ以上ずっと前から続いていると思われます。なぜ酒田に集まるのかというと日中は田んぼに落ちたコメなどの食料がたくさんあり、夕方になると最上川河川敷に群れを作って安全な場所でゆっくり休めるからだと思います。そこに300～200メートルの巨大な風車が建つようになったら、バードストライクの恐れもあり、恐怖を覚えてしまったら今まで毎年来ていた白鳥達がもう来れなくなってしまいます。	
3	◎景観に対する影響について想定区域は、自然公園法に基づく鳥海国定公園と隣接しており、その周辺には「十六羅漢園地」「十里塚園地」「東海自然歩道」等の主要な眺望点が存在し、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、風力発電の配置の検討に当たってフォトモンタージュを作成、垂直見込角、眺望方向及び水平視野も考慮した評価を行い、眺望景観への影響を回避又は極力低減する重要な眺望景観についてこれらの管理者、地方公共団体、その他の関係機関、地位住民等の意見を踏まえること景観については下記で書いています	景観に対する影響については、ご意見の主旨を踏まえ、現地調査の実施、並びにフォトモンタージュ法等による予測を実施し、眺望景観への影響を回避又は極力低減するための措置等を検討します。調査、予測及び評価は、管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえて、行います。
4	～私が説明会で話を聴いて感じたこと～ ○資料P38の説明の時、5-6動物（陸域、鳥類） 参考資料説明された方が地図上の新潟県の地名を把握してなく説明ができていなかったということです。プロとして仕事をしに来たのならしっかり把握して私たちに伝えなければならなかったのではないのでしょうか。	失礼しました。次回以降、丁寧な説明に努めてまいります。

表2.8 (3) 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書8）

No	意見	事業者の見解
	○景観、フォトモンタージュについて 今までの事業者で鮮明で分かりやすいフォトモンタージュを公開してくれた所はなく、今回は拝見出来るものかと期待していましたが、P45のどこから撮ったかもわからない所からの写真でしかも1基の風車が海に建つとどのように見えるのか．．．といった内容の文章でした。 私たちは300～200mの巨大な風車が25～50基位も建った場合、どのようになってしまうかを伝えてもらいたくて、今回の説明会の内容はだから何を伝えているのですか？といった内容でした。画像を見て残念に思いました。そして一つの事業者の方がフォトモンタージュを作成してしまうと必要以上に住民の皆さんが驚いてしまうので作成する予定はないと言っていました。 説明会で、ひとりの住民の方がおっしゃられていましたが、本当は配慮書の段階で作成すべきです。健康被害、景観、海洋環境、生態系への影響これらに大きなダメージを与える位の大きな事業を計画されていて住民の皆さんがそのまま納得してくれるはずがないと思います。驚かれるから作らない方がいいのではなく、プロとして誠意を持って住民と向かい合ってもらいたいです。 秋から何回か説明会には来て話を聞いていますが、真剣に向き合う姿勢が感じられずただただ貴重な時間が経過し、不満は募るし、不安になる一方です。 事業者の方で鮮明なフォトモンタージュを作成してくれない為、住民の方が自ら作成をし、施設に置かれ少しづつ広まっている状況です。事業者がすべき事をしないから住民が働きかけている事、疑問に思います。 そして私の息子は現在学校でNHKみんなのうたの「ツバメ」を授業で唄や踊りを学んでいます。 その唄の中で ” 楽しそうな人の声 悲しみに暮れる仲間の声、 ” 誰かが手に入れた豊かさの裏で 帰る場所も奪われた仲間 本当は彼も寄り添い合って 生きたいだけなのに、 という歌詞があります	方法書の住民説明会では、事業の完成形としてのフォトモンタージュを示すことが目的ではなく、フォトモンタージュがどのようなものか、またどのような眺望景観を対象とするかをご説明いたしました。 20社の共同での方法書の提示という困難な対応の中では、確定した事業計画ならびにその風車配置をお示しすることは難しく、仮の配置で示した場合には、次の段階で異なる配置や風車規模となると、住民の皆様から前回のフォトモンタージュと異なるのご指摘を受けるなど、混乱を引き起こす可能性があります。仮配置でのフォトモンタージュをお示しすることができないという主旨で回答したものととなります。 環境影響評価法の手続きにおいては、方法書で評価項目の選定やその調査・評価方法を示すことになっており、法手続きに則り手続きを進めております。 本方法書で示しました調査・予測・評価方法に従い、調査を行い、住民の皆様にご理解いただけるよう準備書にてお示ししたいと考えております。

表2.8 (4) 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書8）

No	意見	事業者の見解
	子供たちにもこのようなメディアを通して、人間が今まで豊かさを求めすぎてしまった結果、地球にたくさんのダメージが加わり共に生きている生物達が行き場を失いいなくなっている事を理解し始めていると思います。 私達住民、そこに共に生きている陸上、海洋の生き物達は、現在計画が進められている洋上風力発電により、一度海に手を加えてしまっただけでももう元には戻らなくなります。私達の昔からある自然環境を壊さないでもらいたいし、それにより行き場を失うようなことはしないで下さい。書いてあることがオーバーだと思うかもしれませんが、その位ダメージをこれから受けるということです。 私は多くの子供達に空と海の広さを知ってもらいたいし、これからもずっと残してあげたいと思っています。海は自然の中で生き物達ともふれあえる、思い切り遊べる場所、居心地が良い場所、自然を大切にするきっかけとなる教育の場所だと思います。 事業者の皆さんは、子供達との触れ合いの場としてどこまでも続く広い空と海と目の前に何十基もグルグルまわる巨大な風車を目の前にした海とではどちらが適していると思いますか？ 洋上風力発電はクリーンエネルギーではありますが、海への環境破壊へ繋がり、原子力と同じ位の最終手段だと思います。日本各地でも太陽光、バイオマス、電気自動車、植林によるCO2削減など動き始めています。慎重になっていただきたいです。海は事業者と行政だけの土地ではないはずです。住民が納得しなければ雇用もありません。最後にある施設に置いてある海洋生態系への影響が記載されている用紙を一緒に送らせていただきますので、ご覧いただければと思います。	

表2.9 (1) 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書9）

No	意見	事業者の見解
1	○はじめに コンソーシアムが行う日本版セントラル方式による環境アセスメントの方法書段階の意見書であることを承知しておりますが、この方式は山形県の積極的な指導と事業者の合意によるものと聞いています。そこで最初に山形県に対する意見から述べさせていただきます。洋上風力発電について、県が遊佐沖を有望な地域として推進してきた理由は次の二点です。 ①山形県では洋上風力発電の導入に積極的に取り組んでいる。 これは確かにそうですが、なぜか山形県は、つんのめっています。端的に言えば、県民を置いてけぼりにする、事業優先の県土開発です。	山形県に対するご意見のため事業者見解は控えさせていただきます。
2	②遊佐町は早い時期から風力発電を導入、地域に一定の理解がある。 理解の内容が、県と地元では異なっていることを、住民説明会で理解できました。	山形県に対するご意見のため事業者見解は控えさせていただきます。
3	さらに付け加えるならば、 ③山形県は県営酒田風力発電所建設で、環境アセスを回避、山形方式として喧伝されていますが、説明会の議事録ではこの方式を「優れた山形方式」と誤記、報告しています。	山形県に対するご意見のため事業者見解は控えさせていただきます。
4	④過日出羽三山地区の風力発電が中止されましたが、逆に県は遊佐沖洋上風力への圧力を高めてきました。45.8万kwの風力発電の県目標の全量を遊佐沖に求めています。	山形県に対するご意見のため事業者見解は控えさせていただきます。
5	⑤県の関係部課が協働して地域を支援する態勢が、県のエネルギー戦略に欠如しています。	山形県に対するご意見のため事業者見解は控えさせていただきます。
6	遊佐町では地域説明会を開催する毎、県に対する不信感が募っています。そこで提案です。今からでもできることを、県はするべきです。コンソーシアムは県の代行はできません。地域貢献、地域との共生は、県の施策と具体的な内容と行動が伴って、可能となります。地域住民から信頼される山形県になるためには、何をなすべきか、県の回答を伺います。	山形県に対するご意見のため事業者見解は控えさせていただきます。
7	○コンソーシアムについて このコンソーシアムでの環境アセスメントは各社共通のプラットフォームになるわけです。しかし、今後特記事項が出てくることで、参加各社の個性が発揮されると思います。その時期ですが方法書以後準備書の段階では、各社ことになるのでしょうか？	本コンソーシアムでは、準備書は、集約化参加事業者のうち公募で選定された事業者に引き継がれることになっています。このため、準備書で提示される結果については、配置計画も含め確定された情報による評価結果となります。

表2.9 (2) 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書9）

No	意見	事業者の見解
8	もう一点質問です。 国が公募を受け付け、事業者を選定するわけですが、地元と事業者の関係が不調となる場合は、解消など、リセットできる機会があるのでしょうか？ 地域の合意形成は事業者未定のまま県が主導するのでしょうか、また事業者未定の場合はコンソーシアムが対応するのだと思いますが、コンソーシアムが解散された後の責務はすべて事業者が担うことでよろしいでしょうか？	本地域の公募占用指針（公募入札上のルールを規定する書類）は現時点で公表されておらず、地元と事業者の関係が不調となる場合の解消手続きの有無など、事業者としても回答はできません。 ただし、従前の制度では再エネ海域利用法に基づき協議会が構成され、事業者選定後も継続されるとともに、選定事業者も協議会のメンバーに加わることになっておりますので、その中で事業者との協議は可能であると考えております。 なお、本コンソーシアムは環境影響評価手続きのためのコンソーシアムであり、事業実施に当たっての共同事業者ではございません。
9	洋上風力発電事業は地域貢献ならびに地域との共生を目指して行うものである。と事業の目的でまず謳っております。そこで最も協議が進んでいる漁業分野について述べます。 1) 漁業者には漁協を通して漁業協調を推進する 漁業補償は原則しない（発生した段階で対応）、調査時点から稼働中までの積極的備船県は、調整と政策で支援。漁場、漁法等の協議で、沖合端500mは計画地から除外。	本方法書では、環境保全の見地からのご意見を伺うものであり、主旨と異なるためここでの回答は控えさせていただきます。 なお、ご指摘の地域貢献や地域共生に対する考えは、公募手続きの中で各事業者がそれぞれ提案し、事業実現性等の要素とともに評価され、国から選定されることとなります。ご意見を踏まえ、各事業者にて有意義な計画の検討に努めます。
10	2) 地域には雇用創出 洋上風力関連産業の振興は、企業誘致と技術者の養成で雇用（陸上）を促進する。	同上
11	3) 漁業協調と地域振興にかかる問題点を以下に指摘します。 地域振興と漁業振興は発電益金からの還元の分配で、明確な区分が示されていません。発電単価が下がれば、振興費も減少するという不安感も聞きます。事業者の投げ銭で、漁協と地域が取り合いになる構図は最悪です。不信感の種をまかないよう願います。	同上
12	4) 漁業協調と地域振興の課題解決への明確化を求めます。 山形県は政策で漁業を支援するとありますが、その内容が明確ではありません。海が戻るかどうかかわからない30年後に、漁業がどうあるのか、具体的なイメージが必要です。 次の時代の漁業と、今後30年間の期間の漁業と海のあり方は、消費者でもある地域の住民に見える形でなければなりません。海の利用を制限されながら、水産資源の回復を願うこれからの30年間、今のままでは山形県の漁業は消滅させられる危機感が募ります。	同上

表2.9 (3) 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書9）

No	意見	事業者の見解
	洋上風力の事業が漁業の衰退を加速するのではなく、将来につながる協調を望みます。事業者が30年間の長期にわたり海を租借するような事例はなく、漁業の歴史においてもなかったことです。県に任せるだけでなく、事業者として漁業に何をなすべきか、真剣に考えていただきたい課題です。新たな海の利用者としてその責務を改めて伺います。準備書においてもコンソーシアムとしての責務など、具体的な行動を望みます。	
13	○風車の影以外の、風車の影響について（追加事項） 風車の影の他に、風車の後流における気流の乱れも、風車の影響として考慮すべきです。その区域は従来、ローター径の10倍といわれます。風向によって変化がありますが、具体的な例としては、陸上へ吹く夏の海風に乗って騒音が運ばれる状態などをあげられます。また鳥類は後流の乱れの中を自由に飛翔できるのか、この影響を及ぼす範囲は設置予定区域内の配置の課題で、区域外への影響はないものと考えてよいでしょうか？	最新の事例や最新の知見を参考にし、必要に応じて調査等について検討します。また、予測の不確実性の程度が大きい項目について、今後の事後調査の検討において考慮したいと考えています。
14	○風力発電におけるライフサイクルアセスメント 方法書に、風力発電におけるライフサイクルCO₂排出量(LCA-CO₂)について、記述されたことは、事業の計画からみて順当であります。しかしその内容は現状に即しているとはいえません。洋上風力発電は単機で2000kw、国内生産するなど、基本条件が異なります。今後準備書以降は実際に使用する設備条件でのLCAに改める必要があります。さらにCO₂だけでなくエネルギー、電気など、関連するそれぞれの単位の異なる視点からのわかりやすい解説が欠かせません。したがって、今回のデータはPR用の参考以上のものとは見えません。また今回LCAを出されたからには、今後発電終了後の最終廃棄処分に至るまでのLCAが継続的に評価・公表されてゆくものと思いますが、約束はできるでしょうか？	配慮書時点での意見を踏まえ、異なる発電設備とのLCAの比較について事例として参照情報を記載しましたが、事業者が独自にLCAを算定及び公表することは困難であるため、今後の段階を追ってのLCAの公表はお約束できるものではございません。
15	○振動・騒音・低周波音・超低周波等 設置を予定する遊佐沿岸は冬の強風、着雪、着氷、春先の突風、波浪、流砂、海流など、さらに近年の気象動向は年々強度が高まり、独特な厳しい気象条件にあります。地震で転動しないまでも地盤や基礎の変化は避けられません。計画ではタワーの基礎はモノパイルとありますが最適の基礎とは思えません。施工の不良による発生は論外ですが、稼働中に何らかのトラブルでタワーが傾くと、回転系に異常をきたし、	本事業は、公募に応募した事業者の中から実現性の観点で十分な能力を有すると認められた事業者が選定され実施するものです。選定においては、本海域の気象・海象を踏まえ十分な耐用性が保持されるかどうか等の観点で第三者機関から厳格に審査され認証を受ける必要がありますので、いずれの事業者も長期・安定的な事業の実現に向けて綿密な検討を行ったうえで事業に取り組んでまいります。

表2.9 (4) 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書9）

No	意見	事業者の見解
	振動や騒音などが発生し、超低周波障害などの原因になります。一旦発生すれば修理に長期間、高額な費用もかかります。 これらは災害として諦めることなく、あってはならない防げる災害です。ウィンドファームで複数の風車にこのような状況が発生した場合は明らかに事業者の責任です。そうならないよう実地の調査を行い設計すると思いますが、超低周波等の問題についてはあり得ることとして対応を考慮すべきだと思いますがいかがでしょうか？遊佐の里海における、風力発電事業は地域が求めていることではありません。どうしても必要な状況をむかえたときのための最後の出番です、最も成熟・安定した技術で、最小限の開発に止めるべきです。 少しでも懸念があれば、準備書段階で中止あるいは延期するなどの英断を、受け入れたいと思います。開発の先行で、後から合意が形成されるわけではありません。合意が熟成して行われる開発こそが、事業者も地域も受益者も幸せです。すでに地域で消費しきれない電力を作り出している遊佐町の人々を追い立てる理由はないはずです。ましてや景観を悪化させる開発に加担する地域の先祖になりたくないのが人情です。ゆっくりと、最良のもので、最高のものを目指すような考え方であれば、地域の合意も得られるのではないのでしょうか。	超低周波音の影響については本方法書の環境影響評価項目として選定済みのため、今後調査、予測及び評価を行ってまいります。 今後、環境影響評価法に基づく住民説明会等を通じて地元の皆様に丁寧な説明に努め、ご理解が得られるよう事業に取り組んでまいります。
16	○景観等 ①景観の評価に動画 風車景観についての評価は仰角・俯角及び視覚イメージとしてフォトモンタージュの手法が定着しています。しかし風車は回転するのが常態です。説明においては音声の入った動画を原本にする必要があります。電子媒体での提出と動画作成は必須だと思いますがいかがでしょうか。すでに説明会で動画を求めたところ、事業者は可能であるとの感触を得ています。 あえて否定あるいは拒否されるのであれば、その理由を教えてください。	事業者としては、既存のガイドラインや周知されている基準等を参考に評価を行うことで妥当性を担保できるものと考えており、現時点で動画の作成は予定しておりません。環境影響評価の結果は環境影響評価準備書にて明らかにしますが、その中で、景観影響については、フォトモンタージュに加えて、垂直見込み角等の景観変化の指標を示すことで、景観への影響をできる限り客観的に予測評価いたします。
17	②主要な眺望点の追加と追記 遊佐町の眺望点に遊楽里、藤井公民館などの施設が追加されたことは評価します。しかし遊楽里の展望は風呂場となっておりますが、ここは7階の展望レストランだと思います。主要な眺望点として遊佐町の公園施設「ゆうぼと」が抜けていました。道の駅鳥海ふらっとの後背丘陵地にあります。ここは庄内砂丘が始まる北端に位置する、クロマツが優先する丘陵で、月光川と日本海に挟まれた岬状の砂嘴地形です。	貴重なご意見ありがとうございます。「ゆうぼと」の周辺は林となっており風車の視認が難しい地点かと推察しますが、現地の状況を確認した後に眺望点に加えるか否かを検討してまいります。野鳥の安全な飛来については、鳥類の項目で評価いたします。

表2.9 (5) 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書9）

No	意見	事業者の見解
	近年開発が進んだ結果、残されたこの庄内北部海岸砂丘林は、野鳥や小動物など地域の生物多様性を維持する貴重な里山の自然環境として、日々その価値を高めています。この砂丘林を健康に保つ役割をになう野鳥の安全な飛来は、確保されなければなりません。域内には山形県の実験自然の家、遊佐町公園施設、電波中継施設があります。	
18	鳥海山御浜神事にかかる眺望点の検討は、信仰と景観について地域と事業者が共に、考える貴重な機会となります。方法書では、神事を18:30から開始されるため、夕刻の眺望として考える、とあります。信仰と関わる眺望は、およそ365日という1年間の「とき」をいつときの夕闇に神事として集約されるわけで、神事だけを切り抜くことは困難です。	今後の調査の中で、住民の方あるいは関係者との意見交換の機会を持ち、ご意見伺いたいと存じます。
19	眺望点から宮海が削除されております。代わって近くの白木からの眺望で代替するとあります。宮海は酒田の歴史が始まった重要な地形点であることが、配慮書で示されています。この宮海は酒田市の北端として、遊佐町の白木では代表できない役割があります。遊佐町から見ても、遊佐町が酒田市の一部でない限り、認められるものではありません。30年間海域を利用する間に、遊佐町が消滅して酒田市に合併されるような不快な気分です。事業者から見れば同じように見えても、地域のアイデンティティーはそれぞれ別です。	ご指摘の宮海については、対象地点として設定しております。 いただいたご意見も踏まえて、今後景観検討を行う際、視点場・眺望点に関しては充分検討を行ったうえで決定してまいります。
20	現在飛島は酒田市の一部です。酒田市と飛島のつながりは5Gの回線だけではありません。昔からのアナログな視界の中にある景観こそが普遍的な価値です。飛島と宮海を結ぶ里海の視程を守ることが求めます。宮海の浜遊びで育まれることは、「酒田は飛島を見捨てない」という気持ちです。今は普段、飛島にお尻を向けて生きている酒田の人々が、宮海では飛島に面を向ける場所です。高砂と古湊が埋め立てられた今、その役割は宮海の突端の駐車場が代表となります。また宮海の海水浴場の浜辺は、浜と砂丘と松林がある昔の海岸線の面影を残す酒田市における唯一の残された場所です。	この度は、地元のご意見を踏まえ、鳥海山と飛島など、5か所を結ぶ神事における視野等を加えるなど、個々の眺望や場としてだけでなく、地元で利用される意味を踏まえて、様々な視点で検討に努めたいと存じます。
21	遊佐町十里塚はすでに眺望点に記載されています。ここは東北自然歩道のオアシスで、山道を抜けて、一気に飛島まで、遊佐の里海が一望できる場所になります。現在は7号線を車で歩きますが、昔の古道を辿れば、その気持ちが理解できる眺望点です。付近は旧村境であると共に、海域も遊佐の漁業区と酒田の共同漁業区域の入会の境界にあります。ここから飛島に向けて視程を遮る構造物は、良好な里海景観を損なうものであります。	今後、本事業の実施に伴う鳥類などの生物や眺望景観に対する影響について、適切に調査、予測及び評価を行い必要な保全措置を検討いたします。

表2.9 (6) 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書9）

No	意見	事業者の見解
	また十里塚の庄内砂丘南部には、既存する比子の陸上風車群が、野生生物、とりわけ鳥類の飛翔を妨げる、障壁となっております。したがって、十里塚から西浜に至る庄内北部砂丘は、鳥類が飛島を含む、海と陸地を自由に飛翔できる残存空域として、その価値が高まっています。後発の開発は既存の先行する開発の影響を配慮すべきであり、北部砂丘に面する里海への風車建設は、ここでは削減すべき海域に該当すると思います。いかがでしょうか？	
22	③計画予定地の海域について 最新の計画予定海域は山形県から提示された図表が方法書に記載されていました。面積も当初より削減されました。しかし評価するにはまだ多くの課題について吟味が必要です。事業者と山形県においては、様々な意見を尊重して、対応にさらなる努力を求めます。	本方法書における対象事業実施区域は、遊佐沿岸域検討部会にて検討された海域を基に検討しております。引き続き、検討部会での協議結果や自治体等のご意見踏まえ検討に努めます。
23	海底地形について 計画海域の海底の状況は、方法書によれば、本年より調査を開始するとあります。日向川と月光川は流域の真水を集めて、河口から海に流入しますが、単純に混合するわけではありません。塩分濃度の低い川水は上層を流れ、塩分濃度の高い海水は海底を流れます。海流の強さや水温の季節変化、水質の酸性度など生物の生息に関わる様々なデータ収集が必要です。 沿岸から数キロ沖合からは水深も深くなりますが、少なくとも計画海域の中での海中河川の流路、湧水などの調査は魚類の回帰に関わることなので、十分に行われるべき調査であるべきと思慮します。	今後、現地調査を行い水温、塩分等の水質や流況についての知見を蓄積させ、海域の特性を把握します。
24	鮭の母川回帰について降海した鮭の稚魚は沿岸を北上してまずオホーツク海域方面へ向かいますが、この海域にはすでに多くの風力発電事業が計画されています。隣県の開発、他社開発による影響をどのように調整、課題を解決してゆくのか、コンソーシアムの方針を提示してください。遡上についても同様です、単純に沿岸を母川に向かって回帰する図式にはなりません。寒流に乗って南下し、上下動しながら、暖流の下を潜り、母川の匂いを頼りに海中河川流を辿り、満月の大潮で回帰する鮭の行動は複雑です。寒流の蛇行などにより、南部海域から回帰する可能性もあると言われます。現在の計画ではすべて建設地に入っており、その余裕が全くありません。また計画予定海域には、オオモリ礁とジュウリヅカ礁という天然魚礁が2箇所あります。漁業を優先・尊重するなら、これら天然魚礁は、洋上風力発電所の基礎の魚礁化より、大きな意味があると思います。	ご意見ありがとうございます。魚礁を含め最新の知見を収集し専門家助言も踏まえ検討いたします。

表2.9 (7) 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書9）

No	意見	事業者の見解
	したがって、計画区域の北部、遊佐の漁業区はとりあえず計画から外すべきと思います。この外した海域ではモニタリング調査漁業を行いながら、得られた知見を元に、次の時代につながる漁業振興を育成する場となります。	

表2.10 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書10）

No	意見	事業者の見解
1	景観と仰角 「景観対策ガイドライン（案）」（昭和56年）によれば、10～12°は「目いっぱい大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり周囲の景観とは調和しえない」、20°は「見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる」とあります。西浜海水浴場、遊佐十里塚海水浴場、白木海岸では、12°以上で、十里塚と白木ではほぼ20°です。 第一に、数地点の仰角が大きく、経産大臣から「最大限離隔距離を取る等」の意見があるにもかかわらず、対応に「主要な眺望点から最大限離隔距離を取る為の措置を講ずる」としか書かれていません。岸から1kmの計画地に同規模の風車を建設するならば、「最大限離隔距離」を大きくすることは不可能ではありませんか。	可能な範囲にて隔離距離をとる配置となるよう検討に努めます。
2	第二に、「ガイドライン」は30年以上前に出された「鉄塔の見え方の知見」です。数十基が林立してプロペラが始終回転している風車と、ポツンポツンと立っていて動かない鉄塔一とでは、景観が全く異なるはずで、今日ではコンピュータの性能も向上しています。科学的な「見え方の知見」を新たに探究すべきではないでしょうか。鉄塔のガイドラインで判断するのを「妥当」と確認した「専門家」が示しておられる研究成果を教えてください。	科学的・客観的な「見え方の知見」を事業者が確立することは、民間企業という性質上困難であるため、事業者としては、既存のガイドラインや周知されている基準等を参考に評価を行うことが、最も妥当性が高いと判断します。
3	第三に、主に山々に作られてきた鉄塔と異なり、洋上風力は岸近くの海の中に立てられます。庄内海岸は夕日が自慢で、観光や移住者募集の目玉になっています。その場所で、沈む夕日と重なることを考慮するならば、従来の鉄塔の「見え方」とは問題が異なると考えます。	現状では、鉄塔以外の基準がないためにこれを使用していますが、景観については感じ方の個人差が大きいため、あくまでも目安として使用しています。 また、景観面の影響は、仰角の大きさだけでなく、風車群の並び方や重なりによっても印象は異なると考えられます。そのため、フォトモンタージュ写真も作成して、景観の変化について丁寧に説明していく予定です。

表2.11 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書11）

No	意見	事業者の見解
1	低周波音 「生活環境への影響を回避又は極力低減させること」の知事意見に対して、「極力低減させるよう努めます」と対応していますが、どのように「低減させる」のか、具体策を見つけられませんでした。諸外国のように離岸距離を10km、20kmとすれば解決するはずです。一般の意見の中に、被害発生事例の体験を共有してみませんかという提案があり、良いアイデアだと考えました。低周波音被害は個人差が非常に大きくて、まったく何とも感じない人と、睡眠等の生活に甚大な被害を受ける人がいます。感じない人が大丈夫だと判断しても、大丈夫ではない人がいるため、一緒になって体験するのが重要なのです。 ①感じている人と感じていない人が一緒に被害場所へ行って見学する ②感じている人が、今回導入する機種を設置している場所に行って体験する こうした体験会をすれば、低周波音被害への不安はかなり小さくなるでしょう。ところが、対応として「ご意見を踏まえ、説明会を実施するなど、引き続き、環境影響評価手続きを適切に進めてまいります」と書かれているだけでした。この提案に対して再度具体的な対応をお願いします。 また対応として書かれていた「現地ヒアリング」についても疑問があります。遊佐町・酒田市に対して苦情の低周波音に関する苦情の有無を確認する（ヒアリングを行う）というものです。現実には、町内会・自治会にも行政にも苦情を届けることなく、孤立しているのではないのでしょうか。なぜ自治体に苦情が届かない（苦情を届けられない）のでしょうか。①苦情が、世間に流布している「風力は自然環境にやさしく推進すべき発電方法である」という情報と逆方向にあること、②苦情を言っても誠実に対応してもらえないだろうと諦めること（「耳に聞えない低周波音に被害はない」という情報の氾濫が背景にある）③行政や勤務先や地元団体の和を乱すことを憚る気持ちがある④大きな個人差が知られていないため、不調を感じない隣人や家族の中では孤立感を深めること、などが考えられます。自治体に対するヒアリングではなく、住民一人一人の苦しみを受け止められる方策を工夫すべきであると考えます。	本事業は国が指定する促進区域内での実施が前提となるため、区域外での事業実施は想定しておりません。 ご提案の内容については、詳細な情報が無い中での対応可否判断が困難であるため、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ対応を検討します。 ご意見ありがとうございます。ヒアリング方法につきましては、自治体等と苦情等の情報集積の実態等を確認・協議の上、検討させていただきます。

表2.12 (1) 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解 (意見書12)

No	意見	事業者の見解
1	発電用風車による(超)低周波(音)による人体への影響として心血管系(血圧・心拍数)の変化が集中力の欠如、めまい、倦怠感、不定愁訴、睡眠障害、鼓膜への圧迫感、振動感等が報告されている。風車から数kmはなれていても風車の大きさや形状などによって広範囲に健康被害が生じる可能性がある。確認されている。アメリカ、カナダオランダニュージーランドで報告されている。 心理的苦情うるさい、気分のいろいろ、100デシベル超で超低周波音で感じはじめ、120デシベルを超えると強く感じられる。 生理的苦情頭痛、耳なり、吐き気、胸や腹への圧迫感、振動感は40Hz付近で強く感じる。睡眠への影響入眠妨害、睡眠が浅くなる、覚醒促進 10ヘルツで100デシベル、20ヘルツで95デシベルあたりまで影響が出る 低周波音による物的苦情 建具の振動(戸、障子、窓ガラス)、置物、家具の振動、ガタツキによる二次騒音、心的音痛(5Hz,70dB)(10Hz,73dB)(20Hz,80dB)建具等の固有振動数によって(5~20Hz)で発生することが多い。 人体への影響(くわしく) 1. 精神、ア.幻覚、イ.圧迫感、ウ.イライラ、エ.不眠症、オ.脱力感、カ.不安感、キ.集中できない 2. 手や足や肩への症状ア.かたこりイ.しびれウ.足がだるい 3. 胸、循環器の症状ア.吐き気、イ.圧迫感、ウ.動悸、エ.息苦しさ、オ.めまい、カ.血圧上昇 4. 脳ア.頭痛、イ.帽子をかぶさせられた感じがする(まだわかってなく重大な影響もあると思われる) 5. 耳ア.ふさがり感、イ.痛み(ボワーンとした感じ) 6. その他つかれやすい、きもちわるい(不定愁訴)などのいたみ、食欲不振、脱毛、圧迫感、いきぐるしい、めまいがする [それらの(病)症状は、個人差が大きく感じる人と感じない人がいる。症状がでる人とでない人がいる] 7. ストレスがたまりうつ病になった 8. 怒りっぽく短気になった 9. いつも心がやすまらない 10. (風車の近くにある)家をはなれると症状が著しく改善する、完治する。	ご意見・詳細な説明ありがとうございます。 ご指摘を踏まえ、各種ガイドライン、最新の知見を踏まえ、調査・予測・評価を行い、影響の低減に努めたいと思います。

表2.12 (2) 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書12）

No	意見	事業者の見解
	多くの文献を見ると風力発電の影響によってひきおこされているこれだけの特別の公害病ともいえることが発生している事実がある。これについては新たな公害病として救済されるべきものと考えられる。風車がなければならぬ症状・病状なのだから、たとえ風力発電が来るべき新エネルギー時代の有力手段であるとしても、それによって被害をうけるものがいればそれは当然救済されなければならないものだ。 国・県・市町村、立地企業が全体として、その被害の減少のための努力と（人家からおくにはなす、デンマークの様に20kmもはなすとか）もし被害が発生したら調査と結果報告をギムづけるしくみをつくること、治療や予防に万全を期してもらいたい。以上主として健康被害についての意見を述べました。 よろしくお願いします。	

別添資料

別添資料－1 山形新聞（2021年12月27日（月））の「環境影響評価法に関する公告」の抜粋

【環境影響評価に関する公告】 （仮称）山形県遊佐沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の公告 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の規定に基づき環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の作成及び方法書の説明会（以下、「方法書説明会」という。）の開催について、次のとおり公告します。	一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 名称 遊佐沖洋上風力発電に係る環境アセスメント共同実施コンソーシアム 代表者 加藤 聡 所在地 山形県酒田市東町二丁目一番地の八 二、対象事業の名称、種類及び規模 名称（仮称）山形県遊佐沖洋上風力発電事業 種類 風力発電事業（洋上） 規模 最大約四十五万キロワット 三、対象事業が実施されるべき区域 山形県飽海郡遊佐町沖 四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 山形県飽海郡遊佐町及び酒田市 五、方法書及び要約書の縦覧場所、期間及び時間 遊佐町役場 地域生活課前 打ち合わせスペース（遊佐町遊佐舞鶴二〇二番地）、酒田市役所 行政情報閲覧コーナー（酒田市本町二丁目一番四五号）、酒田市役所 環境衛生課（酒田市広栄町三丁目一三三番地） 令和三年十二月二十七日（月）から 令和四年二月四日（金）まで （ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く） 午前八時三十分から午後五時十五分まで 六、インターネットによる公表 縦覧期間中は、左記のウェブサイトにて本方法書及び要約書をご覧いただけます。 https://cosmo.eco-power.co.jp/news/detail.html?id=673
---	---

七、方法書説明会を予定する日時及び場所 （一）令和四年一月十五日（土）午後六時から 遊佐町生涯学習センター（遊佐町遊佐鶴田五二番一 号） （二）令和四年一月十六日（日）午後六時から 酒田市ホテルリッチ&ガーデン酒田（酒田市若竹町 二丁目一番地二号） ただし、新型コロナウイルス感染拡大状況により、予定を変更する場合は、右記のウェブサイトに掲載します。 八、意見書の提出 本方法書において、環境の保全の見地から意見を有している方は左記の記載事項を記入し書面に、五の縦覧場所に備え付けの投函箱又は九の提出先まで提出してください。 （一）氏名及び住所（法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名および主たる事業所の所在地） （二）意見書の提出の対象である方法書の名称 （三）方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください） 九、意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項 （一）提出期限 令和四年二月十八日（金）まで（郵送は当日消印有効） （二）提出先 〒一四一〇〇三三 東京都品川区大崎二丁目六番一号TOC大崎ビルディング コスモエコパワー株式会社付き「遊佐沖洋上風力発電に係る環境アセスメント共同実施コンソーシアム」宛 問合せ先 コスモエコパワー株式会社 遊佐沖プロジェクト 電話〇三―五八七―八五六〇 （土曜日、日曜日、祝日を除き午前九時から午後五時まで） 令和三年十二月二十七日 山形県酒田市東町二丁目一番地の八 遊佐沖洋上風力発電に係る環境アセスメント共同実施コン ソーシアム 代表者 加藤 聡
--

広報 ゆざ

お知らせ

DECEMBER 2021 No.572
12 15
毎月1回15日発行

Yuza Town Public Relations

(仮称)山形県遊佐沖洋上風力発電事業の環境影響評価方法書の縦覧及び住民説明会

環境影響評価法に基づく、環境影響評価方法書の縦覧及び住民説明会を行います。縦覧では、環境の保全の見地から意見書を提出することができます。

- 本方法書は、遊佐沖で計画される複数の洋上風力発電事業について、山形県の意向を踏まえ、環境影響評価方法書の手続きを複数の事業者が共同で行うものです。
- いくつかの事業者は既に計画段階配慮書について合同での住民説明会を行い、地元負担の増大に配慮していますが、方法書においては、各社の事業計画を踏まえ最大の環境影響を想定した共通の方法書として環境影響評価を行うことで、各種手続きや審査が一度で済むよう配慮しています。
- 本方法書の作成に参加する事業者は、それぞれの事業計画がありますが、本方法書に記載された環境影響評価方法に準じて環境影響評価を行うことになります。

【対象事業】

- 事業名／(仮称)山形県遊佐沖洋上風力発電事業
- 事業者／遊佐沖洋上風力発電に係る環境アセスメント共同実施コンソーシアム
- 出力／最大45万kW程度
- 実施想定区域／遊佐町沖

【縦覧】

- 期間／12月27日(月)～令和4年2月4日(金)の平日
- 時間／午前8時30分～午後5時15分
- 場所／役場地域生活課前打合せスペース
- ◆コスモエコパワー株式会社ホームページ
(<https://cosmo.eco-power.co.jp/news/detail.html?nid=673>)
でも閲覧が可能です。

【意見書の提出方法】

令和4年2月18日(金)までいずれかの方法で提出

- ①縦覧場所の意見書箱へ投函
- ②〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目6番地1

TOC大崎ビルディング コスモエコパワー株式会社付き「遊佐沖洋上風力発電に係る環境アセスメント共同実施コンソーシアム」宛へ郵送(当日消印有効)

【住民説明会】

- 日時／令和4年1月15日(土) 午後6時～
- 場所／生涯学習センター 1階ホール
- 定員／先着100人
- その他／体調の優れない方は参加できません。マスク着用のほか、受付で手指の消毒・体温チェック・名簿の記入にご協力をお願いします。延期または中止となる場合は、令和4年1月11日(火)に町及び上記コスモエコパワー株式会社のホームページでお知らせします。

- 問／コスモエコパワー株式会社遊佐沖プロジェクト
☎03-5487-8560

遊佐沖洋上風力発電に係る環境アセスメント共同実施コンソーシアム

下記構成員は、共通の方法書により、各事業計画の環境影響評価を実施します。

既に配慮書を作成した事業と事業者名

(仮称)山形県遊佐沖洋上風力発電事業
・コスモエコパワー株式会社
・加藤総業株式会社

(仮称)遊佐町沖洋上風力発電事業
・石油資源開発株式会社
・九電みらいエナジー株式会社

(仮称)山形県庄内遊佐町沖洋上風力発電事業
・住友商事株式会社

(仮称)山形県遊佐町沖における洋上風力発電事業
・SBエナジー株式会社

(仮称)山形県遊佐町沖着床式洋上風力発電事業
・丸紅株式会社
・関西電力株式会社

(仮称)山形県遊佐町沖洋上風力発電事業
・インベナジー・ウインド合同会社

その他構成員となる事業者

- ・ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
- ・RWE Renewables Japan合同会社
- ・株式会社INFLUX
- ・JPR東日本エネルギー開発株式会社
- ・株式会社JERA
- ・電源開発株式会社
- ・東北電力株式会社
- ・三井不動産株式会社
- ・三菱商事エナジーソリューションズ株式会社
- ・株式会社ユースエナジーホールディングス
- ・株式会社レノバ

(仮称)山形県遊佐沖洋上風力
発電事業の環境影響評価方
法書の縦覧および住民説明会

【全般的】市環境衛生課環境保全係
☎31-09333【事業】コスモ
エコパワー(株)遊佐沖プロジェクト
☎031548718560

事業者／遊佐沖洋上風力発電に係
る環境アセスメント共同実施コン
ソーシアム▼出力／最大45万キロワ
ット程度▼実施想定区域／遊佐町沖
【縦覧】期間／12月27日(月)～令和4
年2月4日(金)の平日午前8時30分～
午後5時15分▼場所／市役所2階
行政情報閲覧コーナー、市環境衛生
課(広栄町三丁目)、市環境衛生
課(コスモエコパワー(株)
ホームページ) ▲コスモエコパワー(株)
ホームページ

◆縦覧では、環境保全の見地から
意見書を提出することができます。
【意見書の提出】縦覧場所の意見書
箱へ投函、または令和4年2月18
日(金)(当日消印有効)までに〒1
41-0032東京都品川区大崎一
丁目6-1 TOC大崎ビルデイン
グ、コスモエコパワー(株)気付「遊
佐沖洋上風力発電に係る環境アセ
スメント共同実施コンソーシア
ム」へ郵送

【住民説明会】日時／令和4年1月
16日(日)午後6時～8時30分▼場所／

ホテルリッチ&ガーデン酒田(若
竹町一丁目)▼定員／先着50人▼
申し込み／当日会場へ

〔仮称〕山形県遊佐沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書
〔遊佐沖洋上風力発電に係る環境アセスメント共同実施コンソーシアム〕

意見書用紙

「〔仮称〕山形県遊佐沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函いただくか、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

意見書の郵送先 〒141 - 0032
東京都品川区大崎 1 - 6 - 1 TOC 大崎ビルディング
コスモエコパワー株式会社付き「遊佐沖洋上風力発電に係る環境
アセスメント共同実施コンソーシアム」
意見書の提出期限 2022 年 2 月 18 日（金）〔当日消印有効〕

意見書

お名前 _____
法人その他の団体にあつては、法人名・団体名、代表者の氏名

ご住所 _____
法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地

配慮書についての環境の保全の見地からのご意見
(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

- 注 1 お名前、ご住所の記入をお願いします。本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いいたします。
- 注 2 この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。